

令和2年度第1回郡山市公契約審議会 次第

日時：令和3年3月15日（月）午後1時30分～
場所：郡山市役所西庁舎7階 第4委員会室

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

- (1) 令和元年度及び令和2年度郡山市公契約条例の
施行状況等について

…資料1

- (2) 労働環境報告書による報告内容について

…資料2

- (3) 「郡山市公契約条例等に関するアンケート」の
実施結果について

…資料3

- (4) その他

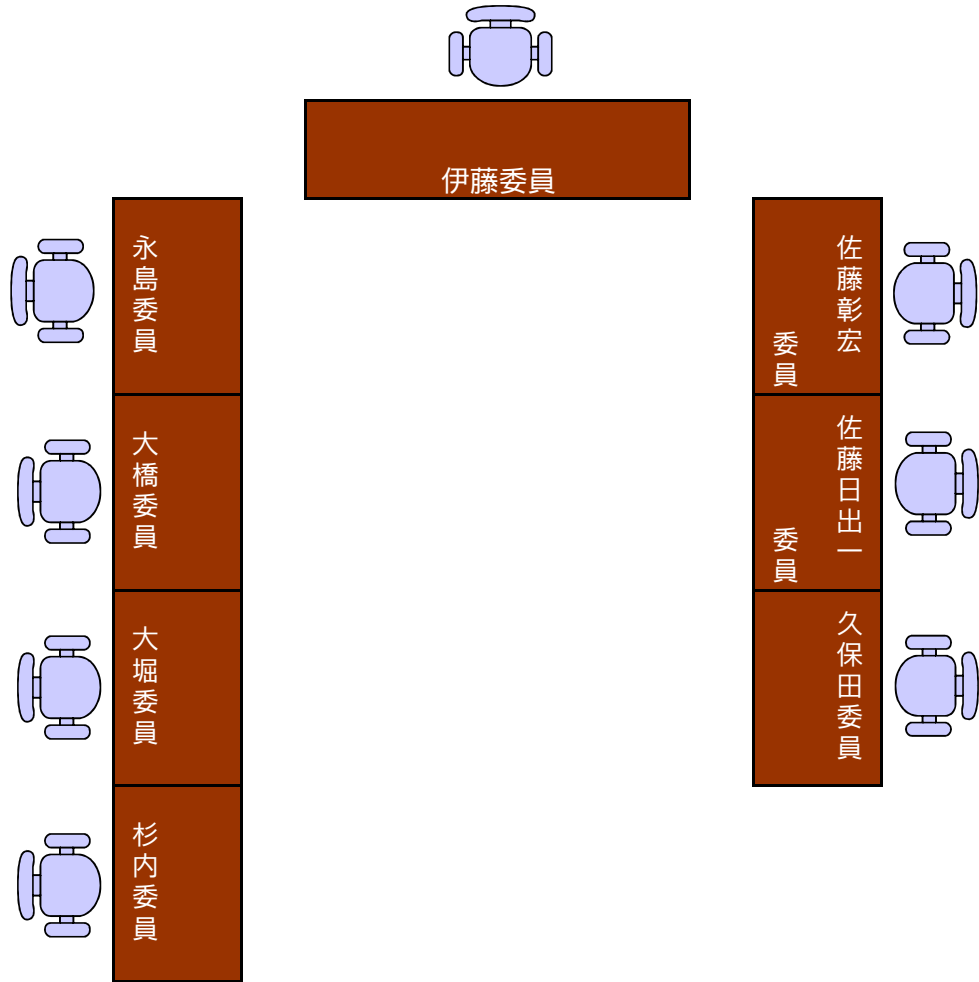
4 そ の 他

5 閉 会

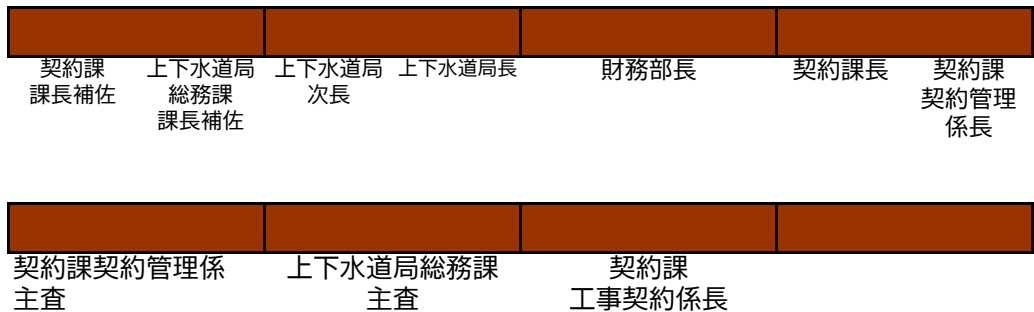
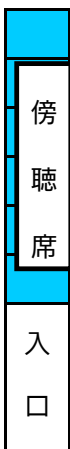
令和2年度第1回郡山市公契約審議会座席表

日時：令和3年3月15日（月） 午後1時30分～

場所：郡山市役所 西庁舎7階 第4委員会室



郡山市



郡山市公契約審議会委員名簿

番号	所属団体及び役職等	氏名
1	福島大学 教授	い　　とう　　ひろし 伊　　藤　　宏
2	一般社団法人福島県中小企業診断協会 会員	なが　　しま　　いわお 永　　島　　巖
3	福島県社会保険労務士会 会員	おお　　はし　　りゅういち 大　　橋　　隆　　一
4	全国建設労働組合総連合郡山建設組合 副組合長	おお　　ほり　　まさ　　たか 大　　堀　　昌　　孝
5	福島県弁護士会郡山支部 会員	くぼた　　みわ 久保田　　美和
6	一般社団法人こおりやま建設協会 代表理事	さとう　　あきひろ 佐藤　　彰　　宏
7	公益社団法人福島県ビルメンテナンス協会 会長	さとう　　ひでいち 佐藤　　日出　　一
8	日本労働組合総連合会福島県連合会 郡山地区連合会 副議長	すぎうち　　しげお 杉内　　重　　夫

令和2年度事務局職員一覧

【市職員】

番号	所属・職名	氏名
1	財務部長	さくま たかひろ 佐久間 隆博
2	財務部次長兼財政課長	さとう たつや 佐藤 達也
3	財務部契約課長	おおこし さとし 大越 総
4	財務部契約課課長補佐	よしだ よりこ 吉田 頼子
5	財務部契約課契約管理係長	たき た つよし 瀧田 健
6	財務部契約課工事契約係長	わたなべ けんごう 渡邊 健剛
7	財務部契約課契約管理係主査	きむら しゅういち 木村 祥一

【上下水道局職員】

番号	所属・職名	氏名
1	上下水道局長	うえの ひとし 上野 等
2	上下水道局次長兼総務課長	つかはら かおる 塚原 馨
3	上下水道局次長兼お客様サービス課長	すずき みきお 鈴木 幹男
4	上下水道局総務課課長補佐兼契約係長	さとう ひろゆき 佐藤 宏行
5	上下水道局総務課主査	わたなべ よしひろ 渡邊 能悠

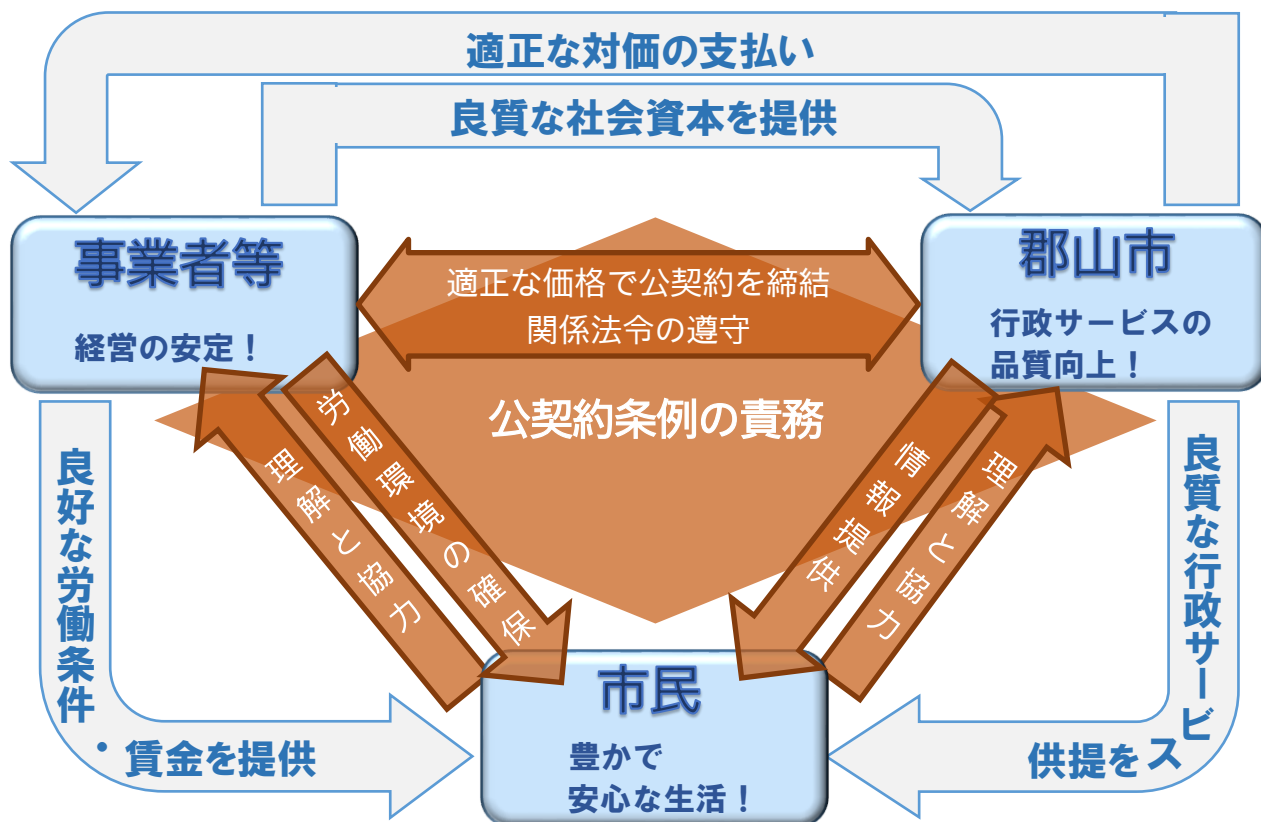
郡山市公契約条例について

■ 公契約条例とは？

郡山市が行政目的を遂行するために事業者等と締結する「公契約」について、市と事業者等の責務を明らかにすることで、地域経済の健全な発展及び良質な公共サービスの適正かつ確実な提供を推進し、市民が豊かで安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るための条例です！

皆さんの生活に
関わる条例です

■ 公契約条例のイメージ



◎労働環境の報告を行う契約の範囲

- ① 予定価格 1 億円以上の工事又は製造の請負
- ② 予定価格 1 千万円以上の次の業務委託
 - ア 施設の警備（機械警備を除く）
 - イ 施設の清掃
 - ウ 施設の受付又は案内
 - エ 学校給食の調理
 - オ 学校用務員
- ③ 指定管理者との協定

事業者等が条例に違反している疑いがあるときは、市に申し出ることができます。

◎労働者等が申し出できる契約の範囲

- ① 予定価格 130 万円以上の工事又は製造の請負
- ② 予定価格 50 万円以上の左ア～オの業務委託
- ③ 指定管理者との協定

郡山市公契約条例ホームページについては右のQRコードを読み取り下さい。→



みなさんの働く環境は 守られていますか??

平成 29 年 4 月から郡山市公契約条例が施行されたことに伴い、郡山市と契約する事業者は、労働者の働く環境（労働環境）を確保することが義務付けられました。

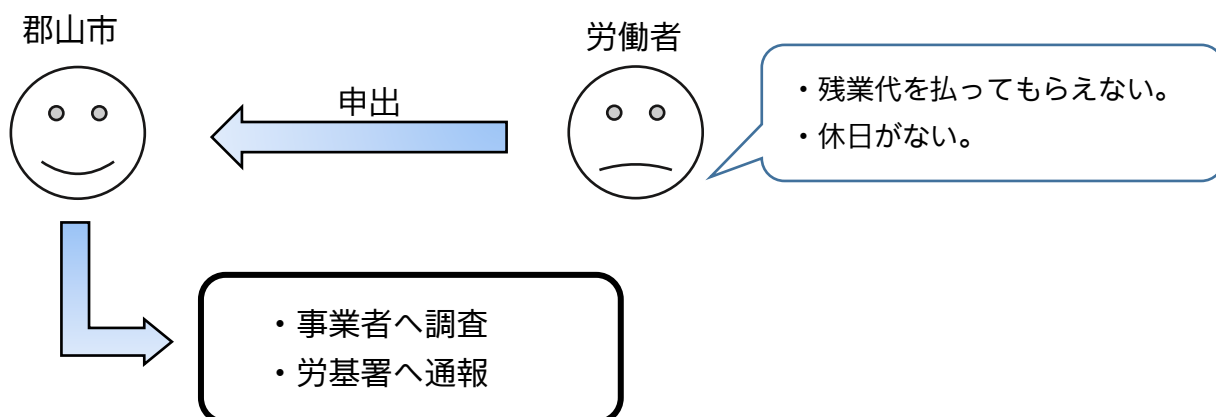
労働者の方は、法令違反等により労働環境が確保されていない場合は、申し出ることができます。

● 労働者の申出とは??

公共事業を受注した事業者に法令違反等の疑いがある場合は、郡山市（上下水道局）が窓口となり、事業者への調査や労働基準監督署への通報を行います。

<対象となる契約>

- ① 予定価格が 130 万円を超える工事又は製造の請負契約
- ② 予定価格が 50 万円を超える次に掲げる業務委託契約
施設の警備（機械警備を除く）、施設の清掃、施設の受付又は案内、学校給食の調理、学校用務員
- ③ 指定管理者と市が締結する施設の管理に関する協定



◎ 法令違反の恐れがある場合はお問い合わせください。